

平成 31 年度予算編成要領

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程第 11 条第 1 項の規定に基づく平成 31 年度の予算編成要領は、次のとおりとする。

地方独立行政法人山梨県立病院機構は、平成 22 年 4 月の法人化以降、高度先進医療の確実な実施や県民ニーズに対応した良質な医療の提供に努めてきたところであり、平成 29 年度の業務実績において、山梨県知事からは、「県立病院機構の有する人的、物的資源を活用し、救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療、精神科救急・急性期医療などの政策医療を確実に提供するとともに、医療の質の向上に努めた」として、「平成 29 年度中期計画の実施状況は優れている」と高い評価を受けることができた。

財務状況については、平成 29 年度の経常利益は 20 億 9,900 万円、純利益は 17 億 3,400 万円で、経常利益、純利益とも機構発足後 8 年間で最高額となった。

また、平成 27 年度からの累計についても、経常利益・純利益とも第 2 期中期計画を上回っている。

平成 30 年度においても平成 29 年度に引き続き収益確保と経費縮減に重点をおいた取り組みを行っているところであるが、医業収益（入院外来稼働額）は、8 月までの累計で前年度比 3 億 3,742 万円増となっている一方、医業費用についても 3 億 7,741 万円（税込）の増という状況である。

これらの状況を踏まえ、平成 31 年度の予算編成にあたっては、正確な収入予測に努めるとともに、投資規模及び投資の回収期間並びに費用を的確に見込み、併せて平成 31 年 10 月に予定された消費税率 10% への引上げを適切に反映した予算の編成を行うこととする。

また、医療技術の進歩、診療報酬の改定など病院を取り巻く環境の変化が著しい中で、新たな医療需要に柔軟に対応することは県民に良質な医療を提供する山梨県立病院機構の使命であることから、費用縮減への取り組みと併せて、医療ニーズを十分に踏まえた予算の編成を行うこととする。

1 基本的事項

- ① 第 2 期中期計画の実行に必要な予算の計上を行うこと。また、中期計画の最終年度となることから、中期計画全体との整合性を図ること。
- ② 患者動向や 30 年度の上半期の実績等を分析し、収益の見直しを行うこと。
- ③ 類似業務の集約化などを行うことにより、事務費や委託費等の間接的経費の縮減に取り組み、支出の見積りを行うこと。
- ④ 医業収益を確保するための取り組みや医業費用の縮減に繋がる新たな取り組みを予算に反映させること。
- ⑤ 新規医療需要に柔軟に対応した予算を計上すること。

2 収入に関する事項

- ① 医業収益については、患者の動向を的確に把握するとともに、新たな医療需要も十分検討のうえ、見積もること。
- ② 運営費負担金については、原則として、現行の繰入基準により見積もることとし、見直しの必要や新規項目がある場合は、県との協議を経た上で、見積もること。
- ③ 補助金については、国や県の動向を注視し、適正に見積もること。

3 支出に関する事項

- ① 給与費については、現員現給を基礎としながら、平成31年度の採用予定人員による増員分を加算し見積もること。
- ② 材料費、経費等については、購入量の妥当性、適正な契約方法等の検討を行い、無駄のない支出を見積もること。
さらに、ジェネリック薬品の推進や共同購入による効果についても適切に反映させること。
- ③ 医業収益を確保するための取り組み、医業費用の抑制に繋がる取り組み、新規医療需要に柔軟に対応した取り組みについては、その費用対効果を具体的に検討し、試算したうえで、予算化すること。
- ④ 投資的経費（器械備品等）については、中期計画における位置づけを踏まえ、必要性、経済性、後年度負担について、十分検討のうえ、緊急性を考慮し、計画的な施設、設備の整備を図ること。

4 経常利益に関する事項

経営基盤の安定化を図るため、中期計画を踏まえた適切な経常利益、純利益の確保を図ること。

5 消費税率の引上げについて

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられる。

収入について、平成31年10月以降の税率は10%として見積もること。また、平成31年6月開催の理事会において、税率の引上げを反映した使用料及び手数料規程の改正を予定するため、準備を進めること。

支出については、原則として平成31年10月以降の税率を10%として見積もることとするが、経過措置や軽減税率が適用されるものは税率を8%とすること。委託など年度単位で締結する契約についても、8%と10%に分けることができる業務については、平成31年9月末までは8%、10月以降は10%の適用税率に分けて見積もること。なお、経費削減を図るため、可能な業務については、税率8%が適用される時期の執行を計画すること。

(8%と10%に分けることができる業務)

平成31年9月末までに履行確認ができる業務

- ・料金が月額で定められており、月ごとに報告書が提出される業務
- ・半年で履行確認し、半期分の支払いをしている業務
- ・月ごとに履行確認し、1年間分を精算払いしている業務

(10%となる業務)

年間の中で履行確認ができない業務で、平成31年10月1日以降に完了する業務

(経過措置8%の適用例)

- ・平成31年3月31日までに締結した工事に係る請負契約に基づき、平成31年10月1日以後に課税資産の譲渡等を受けるもの
- ・平成31年3月31日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成31年10月1日前から同日以後引き続き貸付けを受けるもの
- ・継続供給契約に基づき、平成31年10月1日前から継続して供給を受けて電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、平成31年10月1日から平成31年10月31日までの間に料金の支払い義務が確定するもの

6 概算計画書（会計規程第11条第2項）

概算計画書の様式は、A4横とし、現状の課題・問題点、必要性、積算根拠を簡潔にまとめた資料の作成に努めること。

7 その他

予算関係日程については、別紙「平成31年度予算関係日程表」による。

平成31年度予算関係日程表

※日程は未確定

月	日	摘 要
10	3	予算編成要領の理事会の決議
10	3	「概算計画書」作成の各部門へ依頼
11	中旬	「概算計画書」の企画経理担当への提出期限
11	下旬	新規項目の要求状況の説明(理事、次長)
随時		企画経理担当ヒアリング(調査検討)
1	中旬	31年度予算の概要説明(理事、次長)
1	下旬	31年度予算の概要説明(理事長)
2	中旬	31年度予算及び年度計画の説明(理事、次長)
2	下旬	31年度予算及び年度計画の説明(理事長)
3	中旬	31年度の「予算及び収支計画書」及び「年度計画」の理事会への提出・決議 年度計画の県への届出